

国海安第3号の3
国海査第3号の3
国海資第6号の3
平成19年4月16日

社団法人 日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長
安藤 昇

検査測度課長
森 雅人

海技資格課長
天谷 直昭

航行中の小型漁船に一人で乗船して漁労に従事している者に対する小型船舶用救命胴衣等の着用義務の見直しについて(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正関連)(周知)

標記について、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令(平成19年3月30日付け国土交通省令第29号)が公布されたので、改正の該当部分の概要、改正省令、新旧対照表及び周知用資料を別添送付させていただきますので、御了知下さい。

また、改正内容の関係各位への周知協力方、よろしくお取り計らい願います。

航行中の小型漁船に一人で乗船して漁労に従事している者に対する小型船舶用救命胴衣等の着用義務の見直しについて(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正関連)

平成19年3月
海 事 局

I. 改正の背景

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和26年運輸省令第91号)は、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)に基づき、小型船舶操縦者の遵守事項の詳細等必要な事項を定めている。

今般、一人乗り小型漁船における船外転落事故が多発していることから、この遵守事項のうち、船外への転落に備えた措置を見直すことが必要となった。

II. 改正の概要

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の改正を、以下のとおり行う。

船外に転落した際に短時間で救助されるため適切な連絡手段を確保しているか否かにかかわらず、航行中の小型漁船に一人で乗船して漁ろうに従事している場合、小型船舶用救命胴衣等の着用を義務付ける。

III. スケジュール

公 布 平成19年3月30日

施 行 平成20年4月 1日

○ 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文
 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）（遵守事項…船外への転落に備えた措置の関連のみ抜粋）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（船外への転落に備えた措置） 第三百三十七条 法第二十三条の三十六第四項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 航行中の小型漁船に一人で乗船して漁労に従事している場合</p> <p>四 （略）</p> <p>254 （略）</p>	<p>（船外への転落に備えた措置） 第三百三十七条 法第二十三条の三十六第四項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 船外に転落した際に短時間で救助されるため適切な連絡手段を確保せず、航行中の小型漁船に一人で乗船して漁ろうに従事している場合</p> <p>四 （略）</p> <p>254 （略）</p>